

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

当該職員は、令和6年5月から7月までの間、秦野市内・足柄上郡内を自家用車で運転中、運転席の窓から面識のない通行人に対して加熱式たばこの吸い殻を投げつける行為を計5回、6名に対して行いました。

令和7年6月20日に秦野警察署より小田原区検察庁へ書類送致され、同年11月5日に暴行罪で略式起訴され、同日小田原簡易裁判所より罰金10万円の略式命令を受けました。

**2 被処分者及び処分内容**

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

| 所属    | 職名   | 年齢  | 処分内容      |
|-------|------|-----|-----------|
| 資源循環局 | 技能職員 | 30代 | 停職<br>2箇月 |

※本処分については、令和8年10月5日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

| お問合せ先 |                  |
|-------|------------------|
| 人事課   | Tel 045-671-4005 |